

岡本の国会での答弁

177-衆-東日本大震災復興特別委…-5号 平成23年05月30日

○郡委員 大臣から、ありがたい、前向きな御答弁をいただきましたが、厚労省としては何か問題あるでしょうか。今後、被災地に建てられる学校施設の中に診療所あるいは介護施設などを設置して被災者に開放することについて、いかがお考えでしょうか。

○岡本大臣政務官 お答え申し上げます。

今御指摘いただきました、学校施設の一部を利用して診療所をつくるということは、医療法上の規定に基づいて、安全の管理、また衛生の保持、管理区分をきちっと明確にできるか等、患者さんの衛生状態にしっかり配慮した適切な医療を提供できる体制を整えていただくということ、こういった一定の要件を満たしていただければ、診療所は可能だと思います。

一方で、介護施設についてお話をさせていただきますと、こちらは介護保険法等で規定をされており規定条件、これをやはり満たしていただくということが必要になりますが、この指定基準等を満たした上で、事業者や地方公共団体の判断により、学校内等に設置をすることも可能だというふうに考えております。

○郡委員 これまでもこの災害復興特別委員会の中において、この学校避難所の問題で、さまざまな議員から、例えば学校のプールを浄水化できるような、そういう設備があったらいいのではないかと、自家発電ができればいいんじゃないだろうかかと、いろいろな意見がございました。

この間、避難所として利用されるに当たって、例えば学校というのは和式トイレが多いものですから、御高齢の方々や足の悪い人たちだとなかなか使いづらいということもございまして、シャワーを備えてみるというのもいいんじゃないだろうかというような、さまざまな意見もあったわけでございます。

今回、実はこの地域の国公立学校、被害を受けた施設は七千八百八十七校に上っております。このうち、公立で大規模な改修あるいは建てかえが必要となっている施設というのは二百五施設に上るといふふうに聞きました。統廃合も視野に入ってくるものとは思われますけれども、学校というのがなくなってしまうと、若い人たちがいなくなってしまう。子供たちの声が聞こえなくなってしまいます。そうすれば町全体が寂れていってしまいます。ですから、学校の復旧復興というのが、これからの地域づくりの、そして未来のまちづくりの核になるのは間違いのないことだと思うんですね。

仙台では学校給食センターが、ちょっと話が違いますが、大きな被害を受けまして、ようやく仙台市内のほぼ全校で六月一日から完全給食が復旧、ようやくなんです、復旧することになりました。これからは、もちろんセンター方式のいろいろなことも見直していくということも出てこようかと思っております。スタンダードは、これからつくる学校に関しては、自校式で、学校給食室を設け、そしてそれが地域のお年寄りたちの給食の配食サービスもできるなどなど、いろいろなことができるんではないかと考えています。

いずれにしても、東北のこの被災地から、学校の施設のあり方、学びのあり方、そしてまちづくりのあり方というのをぜひ再考していただけるような、そして東北地域がモデルになるような形で学校づくりに取り組んでいただきたいというふうに考えています。これは、時間もございましてので意見のみにとどめさせていただきたいと存じます。

もう一つちょっと質問がございましたけれども、質問を飛ばさせていただきます、障害を持っている方の個人情報の保護に関してお尋ねをさせていただきたいと思っております。

内閣府の調査で、今回の震災で被災した沿岸に住んでいた障害者およそ九千人のうち、二・

五%、およそ二百三十人が死亡または行方不明となっていたことが明らかになりました。調査地域全体の住民に占める死者・行方不明者の割合というのが一%以下でございますから、障害を持った方々の犠牲者の割合というのが大変高いということがわかるかと思えます。

震災の渦中、障害を持った方がなかなか情報を入手できない、そして避難もできなかった。あるいは、支援も行き届かずに犠牲になったり、また、今なお厳しい状況に置かれています。

行政は、障害者手帳ですとか障害者年金の支給手続などを通して、どの地域にどのような障害を持った方がおられるかという情報を持っているわけですがけれども、個人情報保護の壁に阻まれまして、障害者の支援者への情報の提供というのが行われませんでした。いまだに安否確認にも支障を来している状況でございます。お願いをしてお願いをして、ようやく行政マンと一緒に、その行政マンが持っているリストで支援者が一緒に回っているという状況でございます。

命にかかわることだけに、障害者を初めとする要援護者の個人情報について、災害時の介護者、支援者への開示に関するルールをつくっておくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○岡本大臣政務官 御指摘いただきました災害時における障害者の支援というのは大変重要な課題でありまして、安否確認はとりわけ重要なテーマだというふうに考えております。

一方で、身体障害者手帳等の情報は個人情報でありまして、これを民間事業者である第三者に開示するかどうかは各市町村の判断ということになってくるところであります。それぞれ個人情報保護条例をおつくりでありますから、それに基づいて御判断されると承知をしておりますが、今回、消防庁等において、災害時要援護者の避難支援ガイドライン等により、各自治体に対して、要支援者リストを作成し、災害時において関係者間で情報を共有する取り組み等を促しているということは承知をしておるところであります。

今先生から御指摘がありました宮城県におきましては、そういった中、厚生労働省の職員が宮城県に派遣されまして、宮城県の方と協議の上、県が持っている障害者のリスト、これは障害者の中でも視覚障害者の方について取り組んだところでありますけれども、こういった方々のリストをもとに、そういった障害者団体に詳しい関係団体や市町村の関係者と連携をして、安否確認を行う仕組みを行ったところであります。

こういった取り組みのほかにも、例えば岩手県では、四月五日に障がい者相談支援センターを設置して、被害が甚大であった市町に県職員を派遣するとともに、当該市町の身体障害者手帳等の発行名簿と避難所の避難者名簿とを突合することによって被災障害者の安否確認等を行ったところでありまして、それぞれの都道府県においての御判断等もあるところでありますけれども、先生からの御指摘を踏まえ、これからも関係省庁と連携をして取り組んでいきたいというふうに考えております。